

北ノ又・北ノ又第二発電所取水設備等維持管理業務委託

特記仕様書

令和7年度

岩手県企業局 施設総合管理所

## 第1章 一般的事項

### 1 適用業務

この特記仕様書は、「北ノ又・北ノ又第二発電所取水設備等維持管理業務委託」（以下、「本業務という。」）に適用するものとし、本業務は、岩手県企業局発電所保守要則に基づき実施する。

### 2 目的

本業務は、北ノ又及び北ノ又第二発電所取水設備等の保安確保並びに発電取水の正常な機能確保に万全を期することを目的とする。

### 3 業務場所

八幡平市松尾寄木地内（北ノ又発電所、北ノ又第二発電所及び管理用道路周辺）

### 4 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

### 5 業務内容

委託する業務内容は、概ね別紙1のとおりとする。

### 6 業務執行計画

- (1) 受注者は、岩手県県土整備部土木工事共通仕様書の施工計画書の項目に準じて、業務執行計画書を作成のうえ監督職員に提出すること。
- (2) 業務執行計画書には、必ず、休日及び夜間の連絡先を3名以上明記すること。

### 7 業務の指示

- (1) 監督職員は、本業務のうち、作業実施時期が明記されていないものについては、必要の都度実施の指示を行うものとする。  
なお、休日及び夜間においては、監督職員以外の職員が作業実施の指示を行う場合がある。
- (2) 監督職員は、本業務以外に、異常等により当該発電所管理区域内の施設に障害が認められた場合、又は障害が発生する恐れがあると判断される場合は、受注者と協議のうえ緊急的業務の実施指示を行えるものとする。

### 8 安全管理

- (1) 受注者は、労働安全衛生法を遵守して安全管理に努めること。
- (2) 受注者は、作業を開始する際には気象状況等を十分把握し、事故を未然に防止すること。
- (3) 受注者は、各種作業において、安全保護帽等作業に必要な保安用具等を作業員に使用させ、事故防止に努めること。
- (4) 受注者は、著しい天候不良（大雨、強風等の警報発令時）又は河川の増水等により、作業が危険な状況と判断される場合は、受注者の自己判断で作業を一時中止することができる。  
ただし、作業を中止した場合は速やかに監督職員に連絡すること。

### 9 業務の報告

- (1) 受注者は、月ごとに監督職員へ業務成果等を報告すること。
- (2) 業務成果の報告書類は別紙2のとおりとし、速やかに提出すること。

### 10 その他

- (1) 本業務の実施に際し、門扉等の鍵及びステッカーを貸与するが、複製及び転貸は堅く禁ずる。
- (2) 受注者は、業務のため入口門扉等を開けた場合は、出入りの都度必ず施錠すること。
- (3) 受注者は、業務が完了したら速やかに貸与された鍵及びステッカーを返却すること。

## 第2章 個別的事項

### 1 取水設備巡回点検除塵等業務

#### (1) 巡視点検

対象施設の巡視点検等を行うものである。

##### ア 点検対象施設

北ノ又発電所： 北ノ又本堰堤、若旗沢取水堰堤、若旗小沢取水堰堤、水槽、水圧鉄管及び点検路、発電所建屋及び周辺、各水門及び除塵機、各水位計

北ノ又第二発電所： 北ノ又第二取水堰堤、赤川取水堰堤、夜沼川取水堰堤、落峯沢川取水堰堤、第二水槽、水圧鉄管及び点検路、発電所建屋及び周辺、各水門及び除塵機、各水位計

管理用道路： 北ノ又発電所、北ノ又本堰堤、第二取水堰堤、水槽及び第二水槽の各路線

##### イ 実施日

巡視点検は月一回とし、次の要項に基づき行うこと。

ただし、天候その他の事由、又は当該曜日が祝日等の場合はこの限りではない。

(ア) 4、5月及び12～3月 監督職員の指示する日。

(イ) 6～9月 第一水曜日。

(ウ) 10、11月 第一火曜日。

##### ウ 実施方法

各施設の点検を巡視点検表（様式3-1、2）に基づいて行い、設備及び周辺の異常の有無を確認すること。

また、取水スクリーン等に流木及び塵芥等がある場合は除塵作業を行うこと。

##### エ 実施体制及び時間

点検従事者は、作業責任者1名及び作業員1名とし、点検の基準時間は8時間とする。なお、状況によっては作業員の増員を指示する場合がある。

##### オ 特記事項

(ア) 北ノ又第二発電所、第二取水堰堤及び各発電所水槽の管理用道路を連絡車で通行の際は、発注者が貸与するステッカーを車両に表示すること。

(イ) 巡視点検時に除塵の必要がある場合は、基準時間内で行うこと。基準時間内に除塵作業が終了できない場合は、監督職員へ報告を行うこと。

(ウ) 点検終了後は、速やかに巡視点検表（様式3-1、2）を記入し、FAXまたはEメール等により報告すること。

(エ) 冬期は、基準時間内で可能な範囲の施設内除雪を行うこと。

(オ) 除塵作業により収集した塵芥等は、取水設備敷地内に置いておくこと。

(カ) グリースが付着した塵芥等の自然に分解しないゴミがある場合は、分別し袋詰めのおえ各発電所水槽建屋のわきに置いておくこと。

#### (2) 除塵作業A

定期的に対象施設の除塵作業を行うものである。

##### ア 対象施設

北ノ又発電所： 北ノ又本堰堤、若旗沢川取水堰堤、若旗小沢川取水堰堤、水槽、水圧管路下部

北ノ又第二発電所： 第二取水堰堤、赤川取水堰堤、夜沼川取水堰堤、落峯沢川取水堰堤、第二水槽

##### イ 実施日

除塵作業Aの実施日については次の要項に基づき行うこと。

ただし、天候その他の事由、又は当該曜日が祝日等の場合はこの限りではない。

また、実施日が巡視点検日と重複する場合は、除塵作業Aを実施しないこととする。

- (ア) 4月 毎週2回、監督職員の指示する日。
- (イ) 5月 毎週2回、火曜日と金曜日。
- (ウ) 6～9月 毎週1回、水曜日。
- (エ) 10～11月 毎週2回、火曜日と金曜日。
- (オ) 12月 毎週1回、監督職員の指示する日。
- (カ) 1～3月 監督員の指示する日。

ウ 実施方法

各取水設備の取水スクリーン等に付着した流木及び塵芥等、及び水槽除塵設備により排出された塵芥等を現地に設置してある用具等を用いて除塵すること。

エ 実施体制及び時間

従事者は、作業責任者1名及び作業員1名とし、作業の基準時間は6時間とする。なお、状況によっては作業員の増員を指示する場合がある。

オ 特記事項

- (ア) 作業終了後は速やかに除塵作業日誌（様式3-3）を作成し、FAXまたはEメール等により監督職員に報告すること。
- (イ) 除塵作業により収集した流木及び塵芥等は、取水設備敷地内に置いておくこと。
- (ウ) グリースが付着した塵芥等の自然に分解しないゴミがある場合は、分別し、袋詰めの上水槽建屋わきに置いておくこと。

(3) 除塵作業B

各取水設備に流木及び塵芥等が付着・堆積し、正常に取水する機能を確保できない場合等に臨時的に除塵作業を行うものである。

ア 対象施設

北ノ又発電所： 北ノ又本堰堤、若旗沢取水堰堤、若旗小沢取水堰堤、水槽

北ノ又第二発電所： 第二取水堰堤、赤川取水堰堤、夜沼川取水堰堤、落峯沢川取水堰堤、第二水槽

イ 実施日

- (ア) 監督職員が取水データ等から除塵が必要と判断し、除塵作業を指示した場合。
- (イ) 巡視点検等で基準時間内に除塵作業が終了できない場合に監督職員へ報告を行い、除塵作業の指示を受けた場合。

ウ 実施方法

除塵作業Aの実施方法による。

エ 実施体制

従事者は、作業責任者1名及び作業員1名を基準とするが、状況によっては作業員の増員を指示する場合がある。

オ 特記事項

- (ア) 除塵作業により収集した流木及び塵芥等は、取水設備敷地内に置いておくこと。
- (イ) 作業終了後は速やかに除塵作業日誌（様式3-3）を作成し、FAXまたはEメール等により報告すること。
- (ウ) グリースが付着した塵芥等の自然に分解しないゴミがある場合は、分別し袋詰めの上水槽建屋わきに置いておくこと。
- (エ) 除塵作業Bを適用し、取水設備の除塵・清掃等の他、緊急的な業務の指示をすることがある。
- (オ) 除塵以外の主な作業は以下のとおり。
  - a 土砂吐作業
  - b 岩石除去作業
  - c 倒木処理
  - d 水位計ピット堆積土砂除去
  - e 竹竿裁断作業

- f 施設内人力除雪
- g その他軽易な業務（補修作業含む）

## 2 管理用道路等維持管理業務

### (1) 竹竿撤去・設置作業

冬期間、管理用道路に道路幅員の指標等として設置している竹竿の撤去及び竹竿の設置を行うものである。

#### ア 対象路線

北ノ又発電所管理用道路、北ノ又本堰堤管理用道路、北ノ又水槽管理用道路、  
北ノ又第二取水堰堤管理用道路、北ノ又第二水槽管理用道路（市道藤七温泉線含む）

#### イ 実施日

作業は概ね次に示す時期に行うものとする。

(ア) 撤去作業は、融雪が始まり管理用道路の路面が露出した時点で、速やかに全路線を実施すること。

(イ) 設置作業は、11月中旬頃までに全路線を完了すること。

#### ウ 実施方法

(ア) 撤去作業は、既設の竹竿を撤去して運搬車両に積み込み、北ノ又等保守点検施設車庫内に収納すること。

(イ) 撤去作業を行う際は、当初設置されていた位置を現地、或いは図面等に記録し、設置作業に備えること。

(ウ) 設置作業を行う際は、竹竿を撤去時に記録していた位置に転倒することの無いよう設置すること。

#### エ 特記事項

(ア) 竹竿が経年劣化・破損している場合は、その本数を確認し、補充数量を監督職員に報告すること。

(イ) 劣化・破損した竹竿は0.5m程度に裁断したうえで、「4 取水設備塵芥処理業務」の施工時に合わせて処理すること。

(ウ) 本作業は、冬期間における管理用道路の除雪作業において、道路幅員の指標とすることが目的であるため、降雪前に作業を完了すること。

(エ) 補充する材料（竹竿）については、設置作業着手までに発注者より支給する。

### (2) 各種（側溝、柵、路面）清掃作業

管理用道路の側溝等の清掃を行うものである。

#### ア 対象箇所

対象箇所は、次に示す路線等の側溝、柵及び路面とする。

北ノ又発電所管理用道路、北ノ又本堰堤管理用道路、北ノ又水槽管理用道路、  
北ノ又発電所周囲、北ノ又水圧鉄管路、北ノ又第二取水堰堤管理用道路、  
北ノ又第二水槽管理用道路、北ノ又第二発電所周囲、北ノ又第二水圧鉄管路

#### イ 実施日

作業は概ね次に示す時期に行うものであり、監督職員の指示を受けてから実施すること。

なお、受注者は、事前に現地踏査を行い、各作業延長を監督職員に報告すること。

(ア) 融雪及び降雨等による出水時及び出水後。

(イ) 秋季落葉等による出水時及び出水後。

(ウ) 実施基準は次のとおりとする。

側溝清掃： 側溝内に塵芥及び土砂が堆積し、雨水等の排水機能を維持できない場合。

柵清掃： 柵内に塵芥及び土砂が堆積し、雨水等の排水機能を維持できない場合。

路面清掃： 土砂、落石又は木枝等により通行車両の妨げとなっている場合。

#### ウ 実施方法

側溝、柵及び路面を人力にて清掃する。

ただし、清掃で用いる用具等は受注者で準備すること。

(3) 機械除草

管理用道路等の除草を行うものである。

ア 対象箇所

(ア) 機械除草・集草・積込運搬の作業箇所は、次に示す路線等とする。

雪上車庫敷地内	1, 098 m <sup>2</sup> (549 m <sup>2</sup> ×年2回刈)
	1, 098 m <sup>2</sup> ≒ 1, 100 m <sup>2</sup>

(イ) 機械除草の作業箇所は、次に示す路線等とする。

北ノ又発電所管理用道路	3, 202 m <sup>2</sup> (1, 601 m <sup>2</sup> ×年2回刈)
北ノ又発電所周囲	335 m <sup>2</sup>
北ノ又本堰堤管理用道路	11, 822 m <sup>2</sup>
北ノ又水槽管理用道路	1, 200 m <sup>2</sup>
北ノ又水圧鉄管路	2, 550 m <sup>2</sup>
北ノ又水槽周囲	1, 673 m <sup>2</sup> (639 m <sup>2</sup> ×年2回刈+395 m <sup>2</sup> )
若旗・若旗小沢取水堰堤周囲	2, 199 m <sup>2</sup>
北ノ又第二取水堰堤管理用道路	4, 574 m <sup>2</sup>
北ノ又第二水槽管理用道路	1, 200 m <sup>2</sup>
北ノ又第二水圧鉄管路周囲	1, 092 m <sup>2</sup>
北ノ又第二水槽周囲	1, 202 m <sup>2</sup>
夜沼川・落峯沢川堰堤周囲	1, 515 m <sup>2</sup>
北ノ又第二取水堰堤周囲	1, 962 m <sup>2</sup>
赤川取水堰堤周囲	1, 567 m <sup>2</sup>
北ノ又第二発電所周囲	1, 471 m <sup>2</sup>
北ノ又第二水槽余水路付近	1, 062 m <sup>2</sup>
第二取水堰堤管理用道路暗渠部	926 m <sup>2</sup>
隧道水位計通路4か所 (若旗、若旗小沢、夜沼川、落峯沢川)	138 m <sup>2</sup>
合 計	39, 690 m <sup>2</sup> ≒ 39, 700 m <sup>2</sup>

※数量は、端数処理 (100 m<sup>2</sup>未満四捨五入) 表記とする。

イ 実施日

北ノ又発電所管理用道路、北ノ又水槽周囲及び雪上車庫敷地内の除草作業は年2回とし、1回目は概ね6月上旬頃、2回目は概ね8月下旬頃から着手し、そのほかの場所は、6月上旬頃から着手すること。ただし、隧道水位計通路については8月下旬から着手すること。

なお、天候等の影響による草の生育状況により、着手時期について協議することがある。

また、その他に実施する箇所がある場合は、監督職員が別途指示し、受注者はその指示に従い実施すること。

ウ 実施方法

(ア) 各管理用道路は、その道路の両側を刈るものとし、幅は1mとする。

(イ) 各水圧鉄管路は、その通路の両側を刈るものとし、幅は1.5mとする。

(ウ) 各施設周辺は、現地に設置されている杭等により作業範囲を確認し、その範囲内を行うこと。

(エ) 作業実施後、刈った草等が路面、側溝及び柵等に落ちた場合は、速やかに清掃を行うこと。

(オ) 雪上車庫敷地内の機械除草において、集草・積込した草は、「八幡平市清掃センター」に運搬し、処理すること。

(カ) 隧道水位計通路は、若旗沢、若旗小沢、夜沼川、落峯沢川の各堰堤の道路から水位計までを刈るものとし、幅は1mとする。

## エ 特記事項

受注者は、除草後における現地踏査により除草面積に過不足があった場合は、面積図及び面積計算書を添えて速やかに監督職員へ報告すること。この報告があった場合、監督職員は現地確認を行い、必要があると認めた場合は施工面積の変更を行うこととする。

## 3 取水設備塵芥処理業務

### (1) 塵芥運搬及び塵芥処理（焼却）

取水設備巡回点検除塵等業務等で発生した塵芥等を以下の搬出先に運搬し、処理するものである。

#### ア 対象箇所

(ア) 北ノ又発電所水槽

(イ) 北ノ又第二発電所水槽

#### イ 対象廃棄物

(ア) 巡回点検除塵等業務等で発生した塵芥（グリースが付着した塵芥等を含む）

(イ) 劣化・破損した裁断した竹竿

(ウ) その他廃棄物等

#### ウ 搬出先

受注者は対象廃棄物を「八幡平市清掃センター」に運搬し、処理すること。

なお、ごみ処理手数料は業務委託料に計上されているため、受注者が負担すること。

(別紙1)

北ノ又・北ノ又第二発電所取水設備等維持管理業務委託 業務内容 (概要)

1 取水設備巡回点検除塵等業務

(1) 巡視点検 (2名作業)	1 2 回	
(2) 除塵作業A (2名作業)	2 7 0 時間	= 6時間/回 × 4 5回
(3) 除塵作業B (2名作業)	2 8 2 時間	
増員作業員 (1名作業)	7 5 2 時間	

2 管理用道路等維持管理業務

(1) 竹竿撤去	5 1 0 本	
(2) 竹竿設置	5 1 0 本	
(3) 側溝清掃 (人力) 蓋無	9, 7 5 0 m	
(4) 柵清掃 (人力)	5 4 箇所	
(5) 路面清掃 (人力)	3. 7 km	
(6) ア機械除草 (集草・運搬)	1, 1 0 0 m <sup>2</sup>	
イ機械除草 (肩掛式)	3 9, 7 0 0 m <sup>2</sup>	

3 取水設備塵芥処理業務

(1) 塵芥運搬	2 回	
(2) 塵芥処理	3 1 7 kg	

(別紙2)

北ノ又・北ノ又第二発電所取水設備等維持管理業務委託 提出書類等一覧

- 1 業務集計表
  - (1) 業務集計表 (巡回除塵) (様式1-1)
  - (2) 業務集計表 (道路維持・その他) (様式1-2)
  
- 2 業務月別内訳表
  - (1) 業務月別内訳表 (巡回除塵) (様式2-1)
  - (2) 業務月別内訳表 (道路維持・その他) (様式2-2)
  
- 3 巡回点検表・除塵日誌
  - (1) 水路工作物等定期巡視点検表 (北ノ又発電所) (様式3-1)
  - (2) 水路工作物等定期巡視点検表 (北ノ又第二発電所) (様式3-2)
  - (3) 除塵作業日誌 (様式3-3)
  
- 4 作業報告書
  - (1) 竹竿撤去・設置作業報告書 (様式4-1)
  - (2) 清掃作業報告書 (様式4-2)
  - (3) 除草作業報告書 (機械除草) (様式4-3)
  - (4) 塵芥処理報告書 (様式4-4)
  - (5) 除草作業報告書 (機械除草・集草・積込運搬) (様式4-5)
  
- 5 状況写真
  
- 6 安全教育実施状況